

## 1. 訪問型サービス（予防給付相当・A1・A2型）の基準・報酬等

### I. 基本方針

- ・ 予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・ 緩和した基準によるA1型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が低いサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。A2型サービスについては、専門性を求めない簡易な生活支援とする。

### I. サービスの概要

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で訪問介護職員による専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者</li> <li>・ 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者</li> <li>・ ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者</li> <li>・ 心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者</li> <li>・ ストーマケアが必要な者 等</li> </ul> <p>※ (イ) についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、左記(ア)(イ)に該当しない軽度者</p>
サービス内容	身体介護・生活援助	身体介護を含まない生活援助 (H13.3.17.付け老計第10号の2で規定される生活援助を参照)
実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	概ね60分	60分以内

### II. 基準

(1) 人員配置

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1 以上
②管理者 専従ただし 書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③従事者	常勤換算で2.5 以上	必要数
④従事者の 資格要件	介護福祉士または介護職員初任者研修等修了者	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
⑤サービス 提供責任者 (訪問事業 責任者)	【サービス提供責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合、減算あり)	【訪問事業責任者】 介護福祉士または3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者等(初任者研修修了者の場合の減算なし)
⑥責任者の 配置要件	常勤の訪問介護員のうち利用者(※) 40 人につき 1 人配置 ※訪問介護と予防給付相当を合算 ※50人につき 1 人設置の特例あり	従事者のうち 1 以上必要数 ※訪問介護と予防給付相当と一体的に運営する場合には訪問介護と相当のみで基準満たす必要あり

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A 型を一体的に運営する場合>

- ・介護給付・予防給付相当サービス基準は緩和されない。

③④従事者の配置・資格要件

(例1) 訪問介護員がA型の従事者を兼務

- ・介護福祉士または初任者研修修了者等である必要。 ※一定の研修修了者は不可ということ
- ・介護給付・予防給付相当のみの勤務時間で常勤換算2.5人を満たす必要あり。  
※A型の勤務時間は介護給付・予防給付相当の勤務時間に算入できない。

⑧訪問事業責任者の配置

(例1) 介護給付・予防給付相当 40人、A型サービス45人利用

- ・介護給付・予防給付相当でサービス提供責任者を1人配置
- ・A型サービスで訪問事業責任者を1人配置  
※85人全てが介護給付・予防給付相当の場合は、サービス提供責任者が3人必要。

(例2) 介護給付・予防給付相当 35人、A型サービス5人利用

- ・サービス提供責任者を1人配置。 ※訪問事業責任者を兼務
- ・初任者研修修了者等をサービス提供責任者に配置する場合は、介護給付・予防給付相当では減算になる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	運営に必要な広さを有する専用の区画	運営に必要な広さを有する区画
備品・設備	サービスの提供に必要な設備および備品	サービスの提供に必要な設備および備品

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・設備は全て共有可能。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容および手続の説明および提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要支援認定の申請に係る援助</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・介護予防支援事業者等との連携</li> <li>・介護予防サービス費の支給を受けるための援助</li> <li>・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供</li> <li>・介護予防サービス計画等の変更の援助</li> <li>・身分を証する書類の携行</li> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・同居家族に対するサービス提供の禁止</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・緊急時等の対応</li> <li>・管理者およびサービス提供責任者の責務</li> <li>・運営規程の整備</li> <li>・介護等の総合的な提供</li> <li>・勤務体制等の確保</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・重要事項等の掲示</li> <li>・従事者または従事者であった者の秘密保持</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誇大広告の禁止</li> <li>・介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止</li> <li>・苦情処理体制の整備</li> <li>・地域との連携</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・会計の区分</li> <li>・記録の整備と5年間の保存</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定）</li> </ul>	予防給付相当に同じ

効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的取扱い方針の規定</li> <li>・ 具体的取扱い方針の規定</li> <li>※個別計画の作成必須</li> <li>・ サービス提供に当たっての留意点の規定</li> </ul>	予防給付相当に同じ
--------------	--	-----------

### Ⅲ. 報酬等

#### (4) 基本報酬

	予防給付相当		A1型サービス (緩和した基準によるサービス)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
週1回程度 (月5回上限)	266 単位	1,168 単位	225 単位	月5回上限
週2回程度 (月9回上限)	270 単位	2,335 単位		
週2回超 (月14回上限)	285 単位	3,704 単位		

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

予防給付相当・A1型サービスは月途中の変更も想定して単価を設定した。

原則、介護予防給付相当とA1型の併用はできない。

#### (5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A1型サービス (緩和した基準によるサービス)
初回加算	200 単位/月	予防給付相当に同じ
生活機能向上連携加算	100 単位/月	実施しない
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の8.6%	実施しない
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の4.8%	
介護職員処遇改善加算(III)	(II)の90%加算	
介護職員処遇改善加算(IV)	(II)の80%加算	
責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算	所定単位の70%	実施しない
同一建物利用者20人以上の場合の減算	所定単位の90%	実施しない

#### 【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・ 同一建物利用者減算については、介護給付の訪問介護と予防給付相当は利用者数を合わせて計算するが、A型利用者は含めない。

## 訪問型サービスA2型（緩和した基準によるサービス）

### I. サービスの概要

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、予防給付相当の（ア）（イ）に該当しない軽度者
サービス内容	身体介護を含まない簡易な生活支援（日中独居でも可） ・ゴミの分別やゴミ出し ・買い物の代行 ・簡単な調理や掃除等
実施方法	事業所委託
期間	6か月
上限回数	週2回まで
サービス提供時間	60分以内

### II. 基準

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
人員	従事者 必要数
従事者の要件	市指定研修の受講修了者（8時間）
設備	必要な設備・備品
運営	必要に応じ、個別サービス計画の作成 <u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u>
	<u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>事故発生時の対応</u> <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項

### III. 報酬

項目	訪問型サービスA2型(緩和した基準によるサービス)
単価	サービス提供主体が設定
助成単価	400円/回
自己負担	差額

## 2. 訪問型サービスB（住民主体による支援）の基準・報酬等

### 基本方針

・住民主体の互助による助けあいとなるため、専門性を求めず、利用時間や内容など対象者に応じて融通の利く生活支援として設定する。

### 訪問型B（住民型）の概要

項目	訪問型B（住民型）
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、専門性がない簡易な生活支援が必要な者
内容	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 (例) ゴミ出し 買い物代行 電球の取り換え 布団干しなど
実施団体	町内会・自治振興会
期間	1年間
回数	実施主体が設定
提供時間	実施主体が設定
人員	従事者 必要数
設備	助け合いを提供するために必要な場所 必要な設備・備品
運営	従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者または従事者であった者の秘密保持 従事者または従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項
単価	実施主体が設定
事業実施者への支払	事業補助（助成）
自己負担	実施主体が設定（例 30分程度で300円程度を予定）

### 3. 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の基準・報酬等

#### I. 基本方針

日常生活に支障がある要支援者等の生活機能の低下要因を探り、利用者の個別の状態に応じた適切な助言や指導を行うことにより、生活機能の維持または向上を目指す。

また短期集中的に専門職が関わることで、利用者の日常生活の自立を促すよう支援する。

#### II. サービスの概要

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
対象者	短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された人。 生活機能向上の明確な意思があり、サービス終了後は自立した生活を送ることが見込まれる人。
サービス内容	保健医療職（リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士等）による日常生活のアセスメントを主とした訪問を行い、必要な相談・指導等を実施する。 他のサービスを組み合わせて利用している場合は、当事業の専門職によるアドバイスを引き継ぎ、運動の声かけや生活の支援を行う。 <b>【運動器の機能向上プログラム】</b> 自宅での生活動作や環境を把握した上で、日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムの提案、指導を行う。 <b>【口腔機能向上プログラム】</b> 口腔機能の向上教育および口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育および口腔体操等 <b>【栄養改善プログラム】</b> 栄養相談並びに栄養教育等
実施方法	委託 (上記の専門職が所属する訪問看護ステーション、医療機関、県栄養士会、県歯科衛生士会等を想定)
実施形態	個別指導
期間および回数	概ね3か月間（最長6か月間）
サービス上限回数	月4回まで
サービス提供時間	40分/回

### Ⅲ. 基準

#### (1) 人員配置

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
サービス提供者	<p>必要数</p> <p><b>【運動器の機能向上プログラム担当】</b> 理学療法士、作業療法士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士が行う）</p> <p><b>【口腔機能向上プログラム担当】</b> 歯科衛生士、言語聴覚士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う）</p> <p><b>【栄養改善プログラム】</b> 管理栄養士、栄養士等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う）</p>

#### (2) 設備

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
備品・設備	事業提供に必要な備品

#### (3) 運営・効果的な支援の方法

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、個別計画の作成</li> <li>・ サービス提供困難時の対応</li> <li>・ <u>心身の状況等の把握</u></li> <li>・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・ <u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></li> <li>・ <u>事故発生時の対応</u></li> <li>・ 廃止、休止の届出と便宜の提供</li> </ul> <p>※下線は、法令上必ず遵守すべき事項</p>

#### IV. 報酬

##### (1) 基本報酬

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）	
1回あたりの単価	40分	600単位
自己負担	1割もしくは2割	

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

##### (2) 加算・報酬単価等

項目	訪問型C型サービス（短期集中予防サービス）
初回加算	300 単位/月
モニタリング時加算	300 単位/月

## 1. 通所型サービス（予防給付相当・A緩和した基準）の基準・報酬等

### I. 基本方針

- ・予防給付相当サービスについては、専門的サービスであることを考慮し、現行の予防給付基準・報酬と基本的に同じ設定とする。
- ・緩和した基準によるA型サービスについては、質は担保しつつ、専門性が高くないサービスであることを考慮して基準・報酬を設定する。また、各種加算はサービスの質の担保を念頭に設定する。

### I. サービスの概要

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
対象者	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、下記の(ア)(イ)に該当する者</p> <p>(ア) 既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース</p> <p>(イ) ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者</li> <li>・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要とする者</li> <li>・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者など専門的な支援を必要とする者</li> <li>・心疾患や呼吸器疾患、がんなどにより日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者</li> <li>・ストーリーケアが必要な者 等</li> </ul> <p>※ (イ) についてはあくまで例示である。</p>	<p>要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、左記(ア)(イ)に該当しない軽度者</p>
サービス内容	利用者の自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練	運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業
実施方法	事業所指定	事業所指定
サービス提供時間	3時間以上	3時間未満

## II. 基準

### (1) 人員基準

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
①管理者	専従常勤	専従1以上
②管理者 専従ただし書き	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
③生活相談員	サービス提供時間を通じて 1以上 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	不要
④生活相談員資格	社会福祉主事または同等の能力を有する者	
⑤看護職員	看護師または准看護師単位ごとに1以上 ※定員が10名以下の場合は介護職員の配置で可。 ※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が配置されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制のことである。	(定員10名以下) 不要 (定員11名以上) 体調急変時には、病院、診療所、訪問看護ステーション、同一法人等が運営する通所介護事業所等に勤務する(准)看護師と密接かつ適切な連携がとれること。
⑥従事者の配置	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.2以上 ※常時1以上の確保必要 ※事業所単位で生活相談員または従事者の1人以上は常勤	勤務延時間数をサービス提供単位時間数で除した数が単位ごとに ・15人までは専従1以上 ・15人超の場合は利用者1人に専従0.1以上 ※常時1以上の確保必要
⑦機能訓練指導員の配置	1以上	
⑧機能訓練指導員の資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師、 あん摩マッサージ指圧師	

※単位とは、サービスが同時に一体的に提供されるグループのこと。

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・これまで要介護者と要支援者を一体的に処遇する場合と同様、通所介護・予防給付相当利用者とA型利用者を一体的に処遇することは可能。その場合には、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなどそれぞれの処遇に影響がないよう、配慮すること。
- ・通所介護と予防給付相当サービスの基準は緩和されない。通所介護・予防給付相当サービスの利用者数に対し、人員基準を満たす必要がある。
- ・通所介護事業所の事業規模を区分する場合、予防給付相当サービスの利用者数は含めるが、A型は含めない。
- ・定員に関しても通所介護と予防給付相当サービスで定め、A型のみで別途定員を定める。

<従事者の配置例>

(例1) 通所介護・予防給付相当利用者8人、A型7人

- ・従事者1人を配置

(例2) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型7人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型で従事者1人

(例3) 通所介護・予防給付相当利用者15人、A型25人

- ・通所介護・予防給付相当で従事者1人、A型で従事者2人

- ・一体的に運営しない場合の実施方法としては、

- ①別の部屋で実施②部屋を区切って実施③時間をわけて実施④曜日をわけて実施等の方法が考えられる。

(2) 設備

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
区画	食堂および機能訓練室の合計 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※要介護と要支援者の合計	サービスを提供するために必要な場所の 面積3㎡×利用定員(※)以上 ※A型定員数
備品・設備	・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービスの提供に必要な設備および備品等	・消火設備その他非常災害に必要な設備・備品 ・その他サービスの提供に必要な設備および備品等

【補足・解説】

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・それぞれの処遇に問題がなければ、食堂および機能訓練室の合計面積が3㎡×(介護給付・予防給付相当定員数+A型の定員数)を満たしていればよい。
- ・A型のみを行う事業者が夜間および深夜に宿泊サービスを提供することは禁止する。

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容および手続の説明および同意</li> <li>・ 提供拒否の禁止</li> <li>・ サービス提供困難時の対応</li> <li>・ 受給資格等の確認</li> <li>・ 要支援認定の申請に係る援助</li> <li>・ 心身の状況等の把握</li> <li>・ 介護予防支援事業者等との連携</li> <li>・ 介護予防サービス費の支給を受けるための援助</li> <li>・ 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供</li> <li>・ 介護予防サービス計画等の変更の援助</li> <li>・ サービス提供の記録</li> <li>・ 利用料等の受領</li> <li>・ 保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・ 利用者に関する市町村への通知</li> <li>・ 緊急時等の対応</li> <li>・ 運営規程の整備</li> <li>・ 勤務体制等の確保等</li> <li>・ 定員の遵守</li> <li>・ 非常災害対策</li> <li>・ 従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・ 重要事項等の掲示</li> <li>・ 従事者または従事者であった者の秘密保持</li> <li>・ 誇大広告の禁止</li> <li>・ 苦情処理体制の整備</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> <li>・ 会計の区分</li> <li>・ 記録の整備と5年間の保存</li> <li>・ 廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定）</li> </ul>	予防給付相当に同じ
効果的な支援に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的取扱い方針の規定</li> <li>・ 具体的取扱い方針の規定</li> <li>※個別計画の作成必須</li> <li>・ サービス提供に当たっての留意点の規定</li> <li>・ 安全管理体制の確保</li> </ul>	予防給付相当に同じ ※必要に応じて個別計画の作成

### Ⅲ. 報酬等

#### (4) 基本報酬

	予防給付相当		A型サービス (緩和した基準によるサービス)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
要支援1相当(月5回上限)	378 単位	1,647 単位	310単位	月5回
要支援2相当(月9回上限)	389 単位	3,377 単位		

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用

・介護予防通所介護では、月額包括報酬であったが、月途中でのサービス変更も想定して予防給付相当およびA型の算定において原則として1回あたりの単価設定による報酬を用いる。

原則、予防給付相当とA型の併用はできない。

#### (5) 加算・報酬単価等

項目	予防給付相当	A型サービス (緩和した基準によるサービス)
生活機能向上グループ活動 加算	100 単位/月	実施しない
運動器機能向上加算	225単位/月	実施しない
栄養改善加算	150単位/月	実施しない
口腔機能向上加算	150単位/月	実施しない
選択的サービス複数実施加算	480 単位/月(I) 700 単位/月(II)	実施しない
若年性認知症受入加算	240 単位/月	実施しない
定員超過・人員欠如による減算 割合	30%	実施しない
事業所評価加算	120単位/月	実施しない
サービス提供体制加算(I)イ	要支援1相当 72 単位 要支援2相当 144 単位	実施しない
サービス提供体制加算(I)ロ	要支援1相当 48 単位 要支援2相当 96 単位	
サービス提供体制加算(II)	要支援1相当 24 単位 要支援2相当 48 単位	実施しない
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の4.0%	
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の2.2%	
介護職員処遇改善加算(III)	(II)×0.9	実施しない
介護職員処遇改善加算(IV)	(II)×0.8	
自立支援プログラム未実施 減算割合		20%

自立支援プログラムとは、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め家庭や社会への参加を促すプログラムとする。プログラム提供にあたっては、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善及び生活課題の解決・改善に着目した向けた内容で行うこととする

<介護給付・予防給付相当・A型を一体的に運営する場合>

- ・人員基準欠如による減算

介護給付・予防給付相当とA型それぞれ必要となる勤務時間に対して、実際の職員の配置が人員欠如となる場合、介護給付・予防給付相当で減算になる。

- ・定員超過による減算

事業所単位ではなく、介護給付・予防給付相当の利用定員で超過しているか、A型のみで利用定員を超過しているかそれぞれで判断して、それぞれ減算。

- ・サービス提供体制強化加算

介護福祉士等の配置割合を計算する場合に、A型に従事する職員は含めず、予防給付相当サービスに従事する職員は含めて計算する。

## 2. 通所型サービスB（住民主体による支援）の基準・報酬

### 基本方針

- ・地域住民の互助による自主的な通いの場として設定

対象者が住み慣れた地域で、人とつながり生き生きと暮らしていける場とする。

通所型A・C型サービス利用者も一定期間のモニタリングに基づきできる限り通所型サービスBに移行していく。

### 通所型サービスB（住民型）

項目	通所型サービスB（住民型）
対象者	要支援者・基本チェックリスト該当者のうち、介護予防（閉じこもり予防等）のため、運動・交流の場が必要な者
内容	地域住民の互助による地域の通いの場
実施方法	住民ボランティア・住民主体の自主活動
期間	1年間
提供時間	3時間未満
人員	従事者 必要数
設備	サービスを提供するために必要な場所 必要な設備・備品
運営	<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>従事者または従事者であった者の秘密保持</u> <u>事故発生時の対応</u> <u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> ※下線は、法令上必ず遵守すべき事項
実施者への支払	事業補助（助成）
自己負担	会費、材料費、食材料費、昼食代は自己負担

## 通所型B(つどい)の活動内容について

### ①市から講師を派遣もしくは紹介している講座

#### 介護予防教室

運動器の機能向上 年2回派遣

音楽療法、栄養改善、口腔機能向上、薬の話 それぞれ年1回派遣

#### 健康講話

地域包括サブセンター職員が訪問し、健康相談や講話、レクリエーション等を行う

#### その他

越前警察署による交通安全教室、南越消防組合による防火講話・救急講話、市消費者センターによる悪徳商法に関する出前講座、市政出前講座北陸電力出前講座、金融広報委員会出前講座、シルバー人材センター(物づくり、レクリエーション等)、紙芝居・ハーモニカのボランティア 等

### ②自主活動

スポーツ活動(体操やゲートボール等)、文化活動、お茶会・食事会、料理教室・そば打ち、奉仕活動、旅行、三世代交流 等

## 3. 通所型サービス(短期集中)の基準・報酬等について

## I. 基本方針

日常生活に支障がある要支援者等の生活機能の低下要因を探り、利用者の個別性に応じた包括的なプログラムを行うことにより、生活機能の維持または向上を目指す。

また短期集中的に専門職が関わることで、利用者の日常生活の自立を促すよう支援する。

## II. サービスの概要

項目	通所型サービス（短期集中）
対象者	短期集中的な支援により生活機能向上が見込まれると判断された人。
サービス内容	複合型プログラム ・運動器の機能向上プログラム 日常生活の中で支障となっている生活行為の改善に向けた動作訓練、筋力トレーニング等、日常生活の中で実施可能な方法等を習得するための運動プログラムを提供。（必要に応じて認知症予防に関するメニューを盛り込む） ・口腔機能向上プログラム 口腔機能の向上教育および口腔清掃指導並びに摂食・嚥下機能訓練等口腔機能の向上教育および口腔体操等 ・栄養改善プログラム 栄養相談並びに栄養教育等 「心身機能の改善」、「活動」の促進、「参加」の促進
実施方法	事業所指定もしくは委託
実施形態	集団指導（15～20人まで）
期間および回数	概ね3ヵ月間 週1回 12回
サービス提供時間	3時間未満/回（送迎時間を含む）

### Ⅲ. 基準

#### (1) 人員

項目	通所型サービス（短期集中）
人員	<p>保健師または看護師、理学療法士、健康運動指導士、歯科衛生士（言語聴覚士）、管理栄養士等を配置する。</p> <p>保健師または看護師は必ず配置すること。</p> <p><b>【運動器の機能向上プログラム担当】</b> 理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は理学療法士または作業療法士または健康運動指導士が行う）</p> <p><b>【口腔機能向上プログラム担当】</b> 歯科衛生士、言語聴覚士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は歯科衛生士または言語聴覚士が行う）</p> <p><b>【栄養改善プログラム】</b> 管理栄養士、栄養士、保健師、看護師等 （但しアセスメント、プログラム作成、評価等は管理栄養士が行う）</p>

< C型と介護給付の通所介護を一体的に実施する場合 >

- ・通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等の提供に支障がない範囲で、指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、C型の提供を行う場合には、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分する必要がある。

#### (2) 設備

項目	通所型サービス（短期集中）
備品・設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施会場は、地域の公共施設や事業所内で実施し、サービスを提供するために必要なスペースを確保する。</li><li>・送迎ができる車両を確保する。</li></ul>

(3) 運営・効果的な支援の方法

項目	通所型サービス（短期集中）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容および手続の説明および同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要支援認定の申請に係る援助</li> <li>・心身の状況等の把握</li> <li>・介護予防支援事業者等との連携</li> <li>・介護予防サービス費の支給を受けるための援助</li> <li>・介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供</li> <li>・介護予防サービス計画等の変更の援助</li> <li>・個別計画の作成</li> <li>・サービス提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・利用者に関する市町村への通知</li> <li>・緊急時等の対応</li> <li>・運営規程の整備</li> <li>・勤務体制等の確保等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・重要事項等の掲示</li> <li>・従事者または従事者であった者の秘密保持</li> <li>・誇大広告の禁止</li> <li>・苦情処理体制の整備</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・会計の区分</li> <li>・記録の整備と5年間の保存</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供（介護保険法第74条第5項に規定）</li> </ul>

IV. 報酬

項目	通所型サービス（短期集中）	
1回あたりの単価	1人1回あたり 320単位（送迎込み） 1コース1事業者660,000円	指定事業者 委託事業者
自己負担	1割もしくは2割	

※1単位：地域区分「その他」の単価10円を利用